

7 神医第 705 号
令和 7 年 7 月 4 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 石井 貴 士
理事 藤 倉 寿 則

**基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方につきご協力いただきたくお願いいたします。

なお、最終頁の<参考資料>（厚生労働省作成の周知資材）については、本県に関係のある「関東信越厚生局」版のみを添付しておりますことを申し添えます。

【添付資料】

- ・基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

(R7.7.4 付 日医発第 573 号 (保険) 日本医師会常任理事)

事務担当：保険医療・学術課 椿

TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464

E-MAIL:t-tsubaki@kanagawa.med.or.jp

日医発第573号（保険）
令和7年7月4日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について

令和6年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和6年3月7日付け（日医発第2149号（保険））「令和6年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、令和6年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和7年7月1日算定開始にかかる届出までは、提出者に対して受理番号を付して通知されていたところですが、令和7年8月1日算定開始にかかる届出以降については、郵送による通知を廃止し、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供することにより行うこと等が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

（令7.6.30 保医発 0630 第3号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

<参考資料>

周知資材（厚生労働省）

保医発 0630 第 3 号
令和 7 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

今般、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 から別添 4 までの新旧対照表のとおり改正し、本年 7 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本年 7 月 1 日算定開始にかかる届出までは、従前のとおり提出者に対して受理番号を付して通知することとし、同 8 月 1 日算定開始にかかる届出以降について、本通知の取扱いとすることを申し添える。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 1）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 2）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）（別添 3）
- ・「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号）（別添 4）

○ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発 0305 第5号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付すこと。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u>なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付して通知すること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発 0305 第6号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 (略) 第2 届出に関する手続き 1～5 (略) 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u> 第3・第4 (略)	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 (略) 第2 届出に関する手続き 1～5 (略) 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。</u> 第3・第4 (略)

○ 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発 0305 第7号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 地方厚生(支)局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>届出者に対して受理番号を付して通知するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。</u></p> <p>第3・第4 (略)</p>

○ 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保
医発 0305 第 13 号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)</u>に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 届出に関する手続き</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、<u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、</u>審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。</p> <p>第3 (略)</p>

令和7年7月から変わります

施設基準届出の受理状況は 関東信越厚生局ホームページで ご確認ください

➤ 令和7年8月算定分の届出から、受理通知の郵送によるご案内は行いません。

関東信越厚生局ホームページにて、最新の受理状況をご確認いただけます。

イメージ

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01,2345,7	●●クリニック	千代田区霞が関●●		<u>医療DX推進体制整備加算</u> (医療DX)第999999号 算定開始年月日：令和7年8月1日
01,8765,4	医療法人 ●●病院	千代田区霞が関●●	180	<u>感染対策向上加算1</u> (感染対策1)第999号 算定開始年月日：令和7年8月1日 届出を行う加算:抗菌薬適正使用体制加算

施設基準名称・算定開始日をご確認ください。

(関東信越厚生局ホームページ)



関東信越厚生局 施設基準受理状況



ホームページが閲覧できない等、ご不明な点は指導監査課・各都県事務所にお問い合わせください。